

犬やねこを飼っているみなさんへ

犬・ねこ等を捨てることは犯罪です。
最後まで責任を持って飼いましょう！

動物は命あるものです。犬・ねこ等を捨てると法律により罰せられます。
家族の一員として、最後まで飼うためには、しつけ・繁殖制限・健康管理がかかせません。
飼い主としての責任を十分に自覚し、愛情と責任を持って最後まで飼いましょう。
また、犬は飼い始めた時と死んでしまった時などにはそれぞれ手続きが必要となります。
詳しくはお住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

犬の放し飼いはやめましょう！

咬傷事故(犬が人をかむ事故)が多く発生しています。また、犬も交通事故にあうことがあります。
小さい犬でも、家族にはおとなしくても、犬を怖がる人はたくさんいますし、気づかない間に、
ご近所に迷惑をかけていることもあります。散歩の時や夜の間も、必ずつなぎましょう。

ふん・尿の始末は飼い主の責任です！

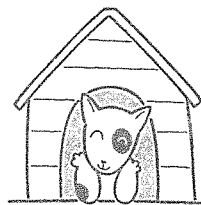
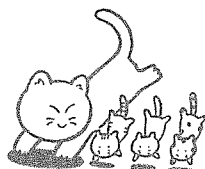
犬やねこのふんや尿により、散歩コースの公園や砂場、ご近所の庭や畑がよごされています。
散歩の時は、ふんの後始末ができるもの(尿の場合は「水」や「消臭剤」)を持っていき、
周辺住民のくらしを考え、必ず持ち帰るなど適切に処理しましょう。

犬・ねこの習性等を理解して正しく飼いましょう！

犬やねこのそれぞれの習性や行動をよく知り、十分な運動や清潔さを保ち、
ストレスがたまらないようにしましょう。

飼い主がだれであるのか、わかるようにしましょう。

鑑札(犬)や名札等を付け、飼い主や連絡先がわかるようにしておきましょう。
万が一、いなくなった場合は、飼い主の責任においてすぐに探し出しましょう。
最寄りの保健所等にも問い合わせしておきましょう。



生後 91 日以上の子犬の飼い主は、
犬の生涯で 1 回の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう！

狂犬病は恐ろしい病気の 1 つで、犬にも人にも感染する病気です。日本では、平成 18 年に海外で犬にかまれ、帰国後狂犬病を発症して亡くられる事例がありました。現在、日本国内で犬から人へ感染し、狂犬病が発生した事例がありませんが、ほとんどの国では今でも発生し、多くの尊い命が失われています。

外国との交流がますます盛んになっています。いつ狂犬病が侵入しないとも限りません。
あなたの犬、家族、地域の人達の安全を守るため、狂犬病予防注射は必ず受けさせましょう。

ペットもあなたの家族です しつけと愛情は欠かせません

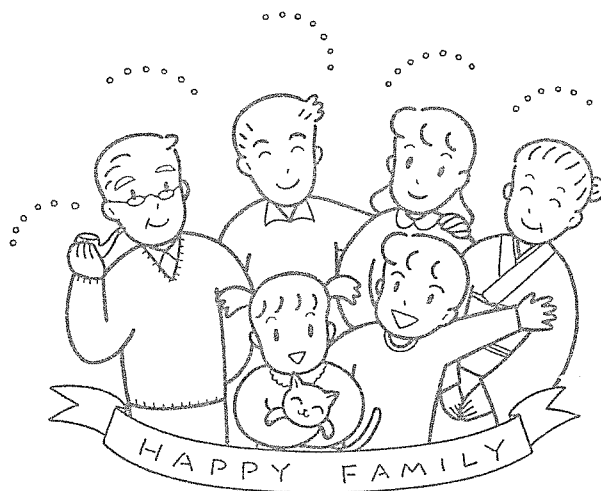
飼い主のモラルが問われています。

近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、
楽しく快適にペットと暮らすためにもしつけは欠かせません。

命ある動物の所有者としての責任を十分に自覚して、
愛情と責任を持って最後まで飼いましょう。

動物による感染症について正しい知識を持ち、
名札等をつけることにより動物の所有者を明らかにするよう努めましょう。

【 飼い主としての責任を!! 】



飼っている犬がいなくなった場合はこちらも探してみてください。

熊本県動物愛護管理ホームページ

<http://www.kumamoto-doubutuaigo.jp/>